

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市消費者保護審議会
現在員	20 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	10 人 ・ 50%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該委員は前回改選前の審議会で会長代理や苦情処理部会委員を務めており、経済法に造詣が深く、現在の審議会では互選により会長に選任されるなど、本審議会の運営に欠くことのできない人材であるため。		
再任2回以上	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該委員は前回改選前の審議会で会長代理や苦情処理部会委員を務めており、経済法に造詣が深く、現在の審議会では互選により会長に選任されるなど、本審議会の運営に欠くことのできない人材であるため。		
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該委員については市民の消費生活向上に資するため、消費者保護及び消費者教育の充実について尽力しており、その長年にわたる活動や地域の実情等を踏まえた意見が期待できることから、本審議会の運営に欠くことのできない人材である。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	引き続き、本審議会委員の選任にあたっては、「審議会等の設置及び運営に関する指針」を踏まえ、基準を満たせるよう留意するものとする。また、推薦団体への働きかけ等、次回の改選時に配慮する。		

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市人権施策推進審議会
-------	-----	---------	--------------

現在員	13 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	6 人 ・ 46%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当該委員は、国の人権擁護委員や本市の人権啓発推進員として人望もあり、精力的に活動しておられ、余人をもって替えがたいため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	上記「70歳超」欄に記載のとおり、当審議会の目的に密接に関連する活動をする者を選任しており、専門的な知識、経験等を有する者が他に得られない特別な事情がある場合に該当しますので、指針に反しません。

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市男女共同参画審議会
-------	-----	---------	--------------

現在員	15 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	8 人 ・ 53%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	3 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	審議会においては、現行計画の幅広い分野の各取組について、計画の進捗管理として外部委員である審議会委員の評価をいただくとともに、昨年度までは次期計画策定に向けこれまでの経過も踏まえ、部会を設置し本格的に議論いただいていたため、前回策定時の経緯を把握した上で、これまでの委員経験を経て、本市施策についても熟知しておられることから、男女共同参画に関わる有益な意見をいただく委員として不可欠な人材であるため。
再任2回以上	3 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	審議会においては、現行計画の幅広い分野の各取組について、計画の進捗管理として外部委員である審議会委員の評価をいただくとともに、昨年度までは次期計画策定に向けこれまでの経過も踏まえ、部会を設置し本格的に議論いただいていたため、前回策定時の経緯を把握した上で、これまでの委員経験を経て、本市施策についても熟知しておられることから、男女共同参画に関わる有益な意見をいただく委員として不可欠な人材であるため。
70歳超	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	審議会においては、現行計画の幅広い分野の各取組について、計画の進捗管理として外部委員である審議会委員の評価をいただくとともに、昨年度までは次期計画策定に向けこれまでの経過も踏まえ、部会を設置し本格的に議論いただいていたため、前回策定時の経緯を把握した上で、これまでの委員経験を経て、本市施策についても熟知しておられることから、男女共同参画に関わる有益な意見をいただく委員として不可欠な人材であるため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	次期改選の際には、本市「審議会等の設置及び運営に関する指針」を踏まえ、本市男女共同参画行政に詳しく、男女共同参画施策の推進にかかわる重要な分野に精通した有識者を探すなど、基準を満たせるよう努める。

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市市民活動推進審議会
-------	-----	---------	--------------

現在員	11 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	4 人 ・ 36%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本審議会の趣旨を踏まえて適任者を選定した結果、やむを得ず指針の基準に未達となってしまったため。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	8 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本審議会の趣旨を踏まえて適任者を選定した結果、やむを得ず指針の基準に未達となってしまったため。
70歳超	3 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本審議会の趣旨を踏まえて適任者を選定した結果、やむを得ず指針の基準に未達となってしまったため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	次の改選時には、再任を避けたうえで、女性委員・若い世代を確保するべく、引き続き推薦依頼等を行う予定です。

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市市民活動推進事業運営会議
現在員	5 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	4 人 ・ 80%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針			

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市同和問題に関する有識者会議
-------	-----	---------	------------------

現在員	9 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	2 人 ・ 22%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	同和問題に精通するメンバー（同和問題・人権問題の解消に向けて取り組む運動団体（4団体）からの推薦メンバー）については、各団体からの推薦により選任していますが、推薦された方が全員男性であったためです。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	4 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	同和問題に識見を有するメンバーについては、全員を一斉に交代させてしまうと、会議の運営に支障をきたすことが考えられたことから、一部のメンバーに留任を依頼したためです。 また、同和問題に精通するメンバーについては、各団体からの推薦により選任していますが、各団体とも代表者等を推薦されたため、結果的に在任4年超となりました。
再任2回以上	5 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	同和問題に識見を有するメンバーについては、全員を一斉に交代させてしまうと、会議の運営に支障をきたすことが考えられたことから、一部のメンバーに留任を依頼したためです。 また、同和問題に精通するメンバーについては、各団体からの推薦により選任していますが、各団体とも代表者等を推薦されたため、結果的に再任2回以上となりました。
70歳超	3 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	同和問題に識見を有するメンバーについては、全員を一斉に交代させてしまうと、会議の運営に支障をきたすことが考えられたことから、一部のメンバーに留任を依頼しましたが、そのメンバーが70歳超であったためです。 また、同和問題に精通するメンバーについては、各団体からの推薦により選任していますが、各団体とも代表者等を推薦されたため、結果的に70歳超のメンバーが発生しました。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	同和問題に識見を有するメンバーについては、次期改選時には指針の基準を満たすよう努めます。 また、同和問題に精通するメンバーについては、各団体からの推薦により選任しているため、次期改選時にも、各団体に指針の基準を満たす人選の可否を確認します。

担当局・区	契約管財局	審議会等の名称	総合評価一般競争入札（政策提案型）評価会議
現在員	3 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 67%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	任期満了に伴い、後任者として打診していた大学教員が、当初1年間の期限付きで了承してくれていたが、急遽、一身上の都合により辞退された。結果ほか社会福祉学科における知的障がい者分野の大学教員がいなくなったため。		
再任2回以上	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	これまでの総合評価一般競争入札（政策提案型）における本市政策課題に精通する委員に引き続き意見を聴取する必要があるため。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	次回改選時には、多様な政策課題を落札者決定基準に反映するため、本市政策課題に関連する専門的知識を有する大学教員の推薦が受けられるよう、引き続き依頼する予定である。		

担当局・区	計画調整局	審議会等の名称	大阪市空家等対策協議会
-------	-------	---------	-------------

現在員	20 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	8 人 ・ 40%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	会長代理については、会長である市長を補佐するため、本協議会の庶務を行う計画調整局等の事務を所管する副市長を委員に選任するものです。
在任4年超	8 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	会長代理については、会長である市長を補佐するため、本協議会の庶務を行う計画調整局等の事務を所管する副市長を委員に選任するものです。 学識経験者については、特定空家等に関する実務実績が少ない本市の現状において、協議会運営に必要不可欠でありやむを得ないと判断するものです。 関係団体への推薦依頼の際、指針基準に適合するよう人選を依頼したものの、再任委員の推薦がありやむを得ないと判断するものです。
再任2回以上	3 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	学識経験者については、特定空家等に関する実務実績が少ない本市の現状において、協議会運営に必要不可欠でありやむを得ないと判断するものです。 関係団体への推薦依頼の際、指針基準に適合するよう人選を依頼したものの、再任委員の推薦がありやむを得ないと判断するものです。
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	空家等対策に関して、広く市民ニーズを把握し、市民ニーズを空家等対策計画に反映させる役割として、大阪市会議長に推薦を依頼した結果、当該委員の推薦がありやむを得ないと判断するものです。
本市職員	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	会長代理については、会長である市長を補佐するため、本協議会の庶務を行う計画調整局等の事務を所管する副市長を委員に選任するものです。
今後の見直し方針	指針の基準に適合しない者のうち、学識経験者である委員については、改選前の早い段階から適任である人物を探すこととし、各団体からの推薦により選任する委員については、団体に対する推薦依頼に先立ちあらかじめ基準に適合する人選をお願いしておくなど、指針の基準に適合するよう取り組みます。

担当局・区	計画調整局	審議会等の名称	大阪市建築審査会
現在員	7 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 43%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>建築、都市計画分野の専門家で、特に建築分野における幅広い視点から適確なアドバイスをいただける数少ない人材であることと、法改正に伴う新たな同意案件が想定されるなかで、これまでの審査実績を活かして当該同意案件における建築分野の観点からの検討をしていただける人材であるためです。</p>		
再任2回以上	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>建築、都市計画分野の専門家で、特に建築分野における幅広い視点から適確なアドバイスをいただける数少ない人材であることと、法改正に伴う新たな同意案件が想定されるなかで、これまでの審査実績を活かして当該同意案件における建築分野の観点からの検討をしていただける人材であるためです。</p>		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>建築審査会については、建築基準法の規定に基づき法律、建築、都市計画、公衆衛生及び行政の分野を専門とする7人の委員で構成しており、7人のうち、指針の基準を満たしていない委員は1人です。</p> <p>在任4年超及び再任2回以上の2項目を満たしていない委員が1人（「建築」の分野）となっています。</p> <p>次回改選時（令和5年11月）までに後任となる学識経験者を探し、指針の基準を満たさない項目の解消に努めます。</p>		

担当局・区	計画調整局	審議会等の名称	大阪市都市景観委員会
現在員	11 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	5 人 ・ 45%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	都市景観委員会では、今後の新たな景観施策について審議を進めることとしており、大阪市景観計画の変更や大阪市景観読本の更新に向け、これまでの経過を踏まえながら継続的に審議を行う必要があります。当該委員については、景観諸制度や景観計画の変遷に精通し、景観施策に関する幅広い知識と経験があり、本委員会に必要不可欠な存在であるため、引き続き選任しています。		
在任4年超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	都市景観委員会では、今後の新たな景観施策について審議を進めることとしており、大阪市景観計画の変更や大阪市景観読本の更新に向け、これまでの経過を踏まえながら継続的に審議を行う必要があります。当該委員については、景観諸制度や景観計画の変遷に精通し、景観施策に関する幅広い知識と経験があり、本委員会に必要不可欠な存在であるため、引き続き選任しています。		
再任2回以上	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	都市景観委員会では、今後の新たな景観施策について審議を進めることとしており、大阪市景観計画の変更や大阪市景観読本の更新に向け、これまでの経過を踏まえながら継続的に審議を行う必要があります。当該委員については、景観諸制度や景観計画の変遷に精通し、景観施策に関する幅広い知識と経験があり、本委員会に必要不可欠な存在であるため、引き続き選任しています。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後改選の際には「審議会等の設置及び運営に関する指針」の基準を満たすよう、適任である学識経験者を探す等により、指針に適合するよう努めます。		

担当局・区	計画調整局	審議会等の名称	大阪市建築物環境配慮推進委員会
-------	-------	---------	-----------------

現在員	5 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	2 人 ・ 40%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本委員は、建築環境・建築設備の分野の学識経験者であり、法や条例による建築物の環境配慮に関する規制措置等について幅広い知識を有しておられる数少ない専門家です。今後の本市における建築物の環境配慮に関する施策の検討や制度改正のためには、本委員の助言を受けながら進めていく必要があり、本委員は他の人材に代えがたいので、再任しています。
再任2回以上	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本委員は、建築環境・建築設備の分野の学識経験者であり、法や条例による建築物の環境配慮に関する規制措置等について幅広い知識を有しておられる数少ない専門家です。今後の本市における建築物の環境配慮に関する施策の検討や制度改正のためには、本委員の助言を受けながら進めていく必要があり、本委員は他の人材に代えがたいので、再任しています。
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	大阪市建築物環境配慮推進委員会については、建築物の環境配慮に関する事項について調査審議するため、大阪市建築物の環境配慮に関する条例に基づき設置しております。 5人の委員で構成しており、このうち、指針の基準を満たしていない委員は、在任4年超、再任2回以上の2項目を満たしていない委員が1人です。 今後は、次回改選時までには後任となる学識経験者を探し、指針の基準を満たさない項目の解消に努めます。

担当局・区	計画調整局	審議会等の名称	御堂筋デザイン会議
現在員		4 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		1 人 ・ 25%	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		<p>本会議における委員構成は、建築史、都市計画、造園・ランドスケープ、景観・デザインの分野から選任していますが、本会議の扱う事案の検討に精通した女性委員の選定が困難なこと、御堂筋沿道に関するこれまでの協議経過や地域の実情等に詳しい委員の選任が必要不可欠であること、さらに委員数は必要最小限の人数であるべきであるという指針に鑑み、結果として、女性委員の構成率が25%となっています。</p>	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		3 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		<p>本会議は、御堂筋デザインガイドラインに基づき、新規建築計画や良好なまちなみ形成上必要な事項について、御堂筋沿道に関するこれまでの協議経過や地域の実情等に基づき審議等を行うものです。こうしたことから、御堂筋沿道に関するこれまでの誘導実績や地域の実情等に詳しい委員の選任が必要不可欠であり、本会議の円滑な運営のために、当該委員を引き続き選任しています。</p>	
在任4年超		4 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		<p>本会議は、御堂筋デザインガイドラインに基づき、新規建築計画や良好なまちなみ形成上必要な事項について、御堂筋沿道に関するこれまでの協議経過や地域の実情等に基づき審議等を行うものです。こうしたことから、御堂筋沿道に関するこれまでの誘導実績や地域の実情等に詳しい委員の選任が必要不可欠であり、本会議の円滑な運営のために、当該委員を引き続き選任しています。</p>	
再任2回以上		4 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		<p>本会議は、御堂筋デザインガイドラインに基づき、新規建築計画や良好なまちなみ形成上必要な事項について、御堂筋沿道に関するこれまでの協議経過や地域の実情等に基づき審議等を行うものです。こうしたことから、御堂筋沿道に関するこれまでの誘導実績や地域の実情等に詳しい委員の選任が必要不可欠であり、本会議の円滑な運営のために、当該委員を引き続き選任しています。</p>	
70歳超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		<p>委員改選時において、適任である学識経験者を探す等により、指針の基準を満たすよう努めます。</p>	

担当局・区	計画調整局	審議会等の名称	大阪市都市計画審議会
-------	-------	---------	------------

現在員	28 人
指針の基準 (20人以内)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>大阪市都市計画審議会については、大阪市都市計画審議会条例第2条の規定により、学識経験者及び大阪市議員のそれぞれ15人以内で市長が委嘱する委員で組織することとされています。同条の立法趣旨は、市議員は、市会都市経済委員会(条例制定当時は計画消防委員会)の委員全員を選任するとともに、学識経験者は自然科学(都市計画、地域計画、交通計画、土木、建築、造園、環境、景観、空間デザイン、情報・通信)及び人文科学(法律、経済、都市政策、経営、社会)の分野から、市議員の数と同数の委員を極力選任することにあります。</p> <p>この点、都市経済委員会の委員の数は大阪市委員会条例第2条第2項第4号で14名と規定されています。よって、ほぼ同数の学識経験者の委員を選任することになれば、20名を超えることが常態となりますが、これは大阪市都市計画審議会条例第2条が予定している状況です。</p> <p>以上より、本審議会の委員の数については、指針のただし書の「条例に定めがある場合」に該当するものと考えています。</p>
女性数・女性比率	6 人 ・ 21%
指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>市議員の委員については、都市経済委員会の委員全員を選任することとしており、同委員会の委員の選任に当局は関与できないため、指針の基準を満たすためには、学識経験者の女性登用率を上げる必要があることから、学識経験者の委員改選に当たっては、可能な限り女性の選任に努めましたが、結果として5名の確保に留まったためです。</p>
兼務3以上(他の審議会等の兼務数)	4 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>都市計画は社会的に与える影響が非常に大きく、極めて専門性の高い知見が求められることから、一部の委員については兼務の数について指針に抵触するものの、代わりとなる人材の確保が困難であるためです。</p>
在任4年超	6 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>都市計画の目的である、「都市の健全な発展と秩序ある整備」の実現には、一定の時間を要するものであるから、都市計画案を調査審議するにあたっては、これまでに論議された本市都市計画の現状と課題など、今後の都市計画の調査審議に必要なノウハウが継続的に受け継がれ、長期的な見直しをもって進められることが必要となるためです。</p>
再任2回以上	6 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>都市計画の目的である、「都市の健全な発展と秩序ある整備」の実現には、一定の時間を要するものであるから、都市計画案を調査審議するにあたっては、これまでに論議された本市都市計画の現状と課題など、今後の都市計画の調査審議に必要なノウハウが継続的に受け継がれ、長期的な見直しをもって進められることが必要となるためです。</p>
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>市議員の委員については、都市経済委員会の委員全員を選任することとしており、同委員会の委員改選の結果、1名が70歳を超える者であったためです。</p> <p>なお、学識経験者の委員に関しては、全員指針の基準を満たしています。</p>
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	

今後の見直し方針

学識経験者の選任にあたっては、指針の趣旨に鑑み、積極的に女性委員を登用するとともに、在任期間の長い委員については、審議会の継続的かつ専門的な運営を担保しながら計画的に順次交代していくなど指針の基準を満たすべく努力します。

担当局・区	計画調整局	審議会等の名称	大阪市土地利用審査会
-------	-------	---------	------------

現在員	7 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	2 人 ・ 29%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	改選にあたり、女性委員を4割以上確保するべく人選を行っていましたが、専門分野に精通している人物で、かつ、女性である委員の選任が困難であったためです。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	4 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	計画的な委員交代に努めていますが、審査会の継続性や専門性を確保するには全委員を一度に交代することは難しく、また、1期の任期が3年であることから、1度の再任により指針の基準を超えてしまうためです。
再任2回以上	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	今後の地価公示、地価調査の結果から、総合的な判断を引き続き円滑に行う必要があり、平成23年から平成25年にかけての地価上昇期を含め、この間の審議経過等にも精通している委員が他にいないためです。
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	専門分野ごとに指針の基準を踏まえた推薦依頼を行っていますが、結果的に推薦された適任者が指針の基準を満たさない方であったためです。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	次期改選時まで、後任として適任である学識経験者を探すことにより、指針に満たない項目が今回改選時以下となるように取り組み、最終的には指針に適合するように、今後も努力します。

担当局・区	計画調整局	審議会等の名称	大阪駅周辺地区地域来訪者等利便増進活動計画有識者会議
-------	-------	---------	----------------------------

現在員	3 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	2 人 ・ 67%
指針の基準 (40%以上)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本会議は地域来訪者等利便増進活動計画の円滑かつ確実な実施に向けて、エリアマネジメントに関する専門的知見が必要となります。当該メンバーは、大阪市都市計画審議会及び大阪市都市景観委員会の委員を務められており、エリアマネジメントを含めたまちづくり分野への幅広い知見と経験があり、本会議に必要不可欠な存在であるため、選任しています。
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	今後改選の際には、適任である有識者等を探す等により、「審議会等の設置及び運営に関する指針」の基準を満たすよう努めます。